

岩倉市認可外保育施設指導調査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項並びに「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知。以下「指導監督実施通知」という。）及び「認可外保育施設指導基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）に基づき指導調査を実施することにより、認可外保育施設（以下「施設」という。）について、適正な保育環境が保たれているかを確認し、もって入所児童の安全確保及び健康保持を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 指導調査の対象は、法第59条の2第1項に基づく届出の対象であるか否かを問わず、全ての施設とする。

(方法及び回数)

第3条 指導調査は、運営状況報告書の徴収及び実地指導調査により実施するものとする。ただし、個人ベビーシッター（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）をいう。以下同じ。）については、実地指導調査に代えて、集団指導を行うものとする。

2 運営状況報告書の徴収は、原則として年1回以上実施するものとする。この場合において、当該運営状況報告書の様式は、法第59条の2第1項に基づく届出の対象となる施設（以下「届出対象施設」という。）については岩倉市認可外保育施設指導監督実施要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3条に定める認可外保育施設運営状況報告書によるものとし、届出対象施設以外の施設（以下「届出対象外施設」という。）については市長が別に定める様式によるものとする。

3 運営状況報告書の提出期限は、市長が別に定める。

4 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合は、随時、運営状況報告書を徴収するものとする。

- (1) 既に提出された運営状況報告書の内容に疑義がある場合
- (2) 事故等が生じた場合

- (3) 長期滞在児がいる場合。この場合において、ベビーホテル（夜8時以降の保育又は宿泊を伴う保育を常時運営している施設及び市が確認できた日における利用児童数のうち一時預かりの児童が半数以上占めている施設をいう。以下同じ。）に長期間家庭に引き取られていない児童又は週末のみ引きとられている児童があるときは、速やかに当該児童及び保護者の氏名、住所、家庭の状況等について報告をさせるものとする。
- (4) 児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合
- 5 実地指導調査は、届出対象施設については年1回以上、届出対象外施設については苦情等の情報があった場合等に実施するものとする。
- 6 実地指導調査で使用する調査票の様式は、次に掲げる施設の区分ごとに市長が別に定める。この場合において、当該調査票の様式は、指導監督基準（指導監督実施通知の別添として定められた「認可外保育施設指導監督基準」をいう。以下同じ。）に定める項目ごとに、A判定（指導監督基準を満たしているものをいう。以下同じ。）、B判定（指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるものをいう。以下同じ。）及びC判定（指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のものをいう。以下同じ。）に区別ができるものとしなければならない。
- (1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設
- (2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設
- (3) ベビーシッター事業所（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）をいう。）
- 7 実地指導調査に当たっては、調査、質問等は、原則として施設の設置者又は管理者（次項において「設置者等」という。）に対して行い、必要に応じて保育従事者や利用児童の保護者から事情を聴取するものとする。この場合において、ベビーホテルにあつては、長期入所児童の把握に努めるものとし、当該児童の存在が明らかとなった場合は、速やかに児童相談所等と適切な連携を図るものとする。
- 8 施設への実地指導調査だけでは運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して調査を実施するものとする。
- 9 重大な事故が発生した場合等、児童の処遇上の観点から施設に問題が

あると認められる場合は、随時、特別実地指導調査を行うものとする。
(新規届出施設に対する確認検査)

第4条 新規届出施設(第6条第1項の規定による実施計画の策定以降に法第59条の2第1項の規定による届出を受理した施設をいう。)については、事業開始日からおおむね3か月経過後に、前条第6項各号に定める施設の区分ごとに市長が別に定める様式により、確認検査を行うものとする。

(個人ベビーシッターに対する集団指導)

第5条 個人ベビーシッターに対する集団指導は、当該個人ベビーシッターに対し、原則として年1回以上実施するものとする。

2 集団指導の内容は、市長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、個人ベビーシッターに対する苦情等の内容が深刻であるとき又はその件数が多いとき、研修を長期間受講していない個人ベビーシッターが多いとき等は、必要に応じて、実地指導調査を実施するものとする。

4 重大な事故が発生した場合等、児童の処遇上の観点から個人ベビーシッターに問題があると認められる場合は、随時、特別実地指導調査を行うものとする。

(実地指導調査の実実施計画の策定)

第6条 第3条第5項又は前条第3項の規定による実地指導調査(以下「実地指導調査」という。)の実実施計画は、毎年度当初に策定するものとする。

2 実地指導調査の実実施計画を策定するに当たっては、毎年度の指導調査結果等を勘案して、当該年度の効果的実施について十分留意するものとする。この場合において、必要に応じて、関係部局と施設名簿、過去に実施した実地指導調査の結果等の情報交換を行う等連携を図るものとする。

3 実地指導調査の実実施時期は、当該実地指導調査の対象となる施設における諸般の事情等を考慮して決定し、市長は、その期日を事前通告するものとする。ただし、第3条第9項又は前条第4項の規定による特別実地指導調査(以下「特別実地指導調査」という。)については、この限りでない。

(実地指導調査の編成)

第7条 実地指導調査班は、原則としてこども家庭課職員2名以上をもって編成するものとする。この場合において、ベビーホテルについては、必要に応じて、消防機関等の職員を加え、班を編成するものとする。

(証明書の交付等)

第8条 実地指導調査(第4条の規定により実施する確認検査を含む。以下この条において同じ。)の結果、当該施設が指導監督基準を満たすものであると認めるときは、その旨通知するとともに、当該施設が届出対象施設であるときは、当該施設の設置者に対し、要綱第7条各号に掲げる設置者の区分に応じ、当該各号に定める証明書(以下「証明書」という。)を交付するものとする。

2 実地指導調査の結果がB判定の事項については、口頭指導とし、口頭指導のみの当該施設の設置者に対しては、おおむね2週間程度の回答期限を付して文書による報告を求めるものとする。この場合において、当該施設が届出対象施設であるときは、当該施設の設置者に対し、期限までの改善を条件に証明書を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、B判定の事項であっても、過去の実地指導調査において指摘がなされたことがあり、今回の実地指導調査によっても再度指摘が行われる場合等、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合は、文書指導を行うものとする。

4 実地指導調査の結果がC判定の事項については、文書指導によることを原則とし、当該施設の設置者に対し、おおむね1か月程度の回答期限を付して文書による報告を求めるものとする。

5 前項の規定による文書指導を受けた事項の改善状況報告を確認した結果、当該施設(届出対象施設であるものに限る。)が指導監督基準を満たすこととなったと認めるときは、当該施設の設置者に対し、証明書を交付するものとする。

6 証明書の交付を受けた者が実地指導調査、特別実地指導調査等により、証明書交付の要件を満たさなくなった場合には、証明書の返還を求めるとともに、当該返還を求めた日付について記録を残すものとする。

7 実地指導調査の結果、新たに証明書を交付することとなる場合には、先に交付した証明書を回収するものとする。

8 市は、第1項、第2項又は第5項の規定により証明書を交付したときは、インターネットへの掲載等により、当該施設に証明書を交付した旨

を公表するものとする。

9 証明書を紛失し、破損し、又は汚損した当該施設の設置者は、証明書の再発行を求めることができる。

10 前項の規定により証明書の再交付を受けた施設の設置者は、紛失した証明書を発見したときは、直ちに発見した証明書を返還しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月31日から施行する。